

NEW!

【実証展示事業】

国土交通大臣 認定製品

信州木材認証製品

「信州型接着重ね梁」を 建築物に使ってみませんか!!

まるで
「ムク!!」

「信州型接着重ね梁」を利用して実証展示いただけ
る建築物に対して、「信州型接着重ね梁」
を一部助成します!!

長野県産材の利用拡大を図るために、信州木材認証製品センターと県林業総合センターが共同で開発を進めてきた「信州型接着重ね梁」が、建築基準法に基づき国土交通大臣の認定を受けました。この認定取得により、外材の使用割合が高い梁・桁材において県産材のシェア拡大が期待されます。



《接着重ね梁の利用事例》

【対象施設】 公共的施設・一般建築物(新築・リフォーム)等

【対象製品】 信州型接着重ね梁 (大臣認定品)

Aタイプ、Bタイプ、Cタイプが対象

【条件】 以下の条件すべてを満たすことが必要です

- (1) 「信州型接着重ね梁 (認定品)」を用いて施工する物件を有し、当該工事が確実に履行される見込みがあること
- (2) 「信州型接着重ね梁 (認定品)」の設置が令和元年7月1日から令和2年2月10日までに完了すること
- (3) 設置する信州型接着重ね梁等は、できる限り接着面が見える場所へ設置すること
- (4) 工事の施工中及び完成後に信州型接着重ね梁の見学会を1回以上開催できること
- (5) 施工中及び完成後も接着重ね梁のPRを継続して行うこと
- (6) 完成後、事務局からアンケート等依頼された場合は協力できること
- (7) 完成後、状況確認等のために事務局の職員が立ち入ることができる施設であること

- (8) 事業実施主体は、事業により取得した重ね梁について、事業完了後においても注意をもって管理するとともに、交付の目的に反して使用し、販売し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと

【内容】

- (1) 信州型接着重ね梁 (大臣認定品)
最大120,000円 (上限) 以内とする。
- (2) 寸法・規格等は別紙に記載のとおり

【お申込方法】

別紙、申請書に必要事項記載の上、事務局まで申込みしてください。

【申込期間】

令和元年1月20日(月)まで
ただし、予算が終了次第、申し込みを締め切ります。

【提供者の決定】

提出された申請書の内容を審査の上決定します。

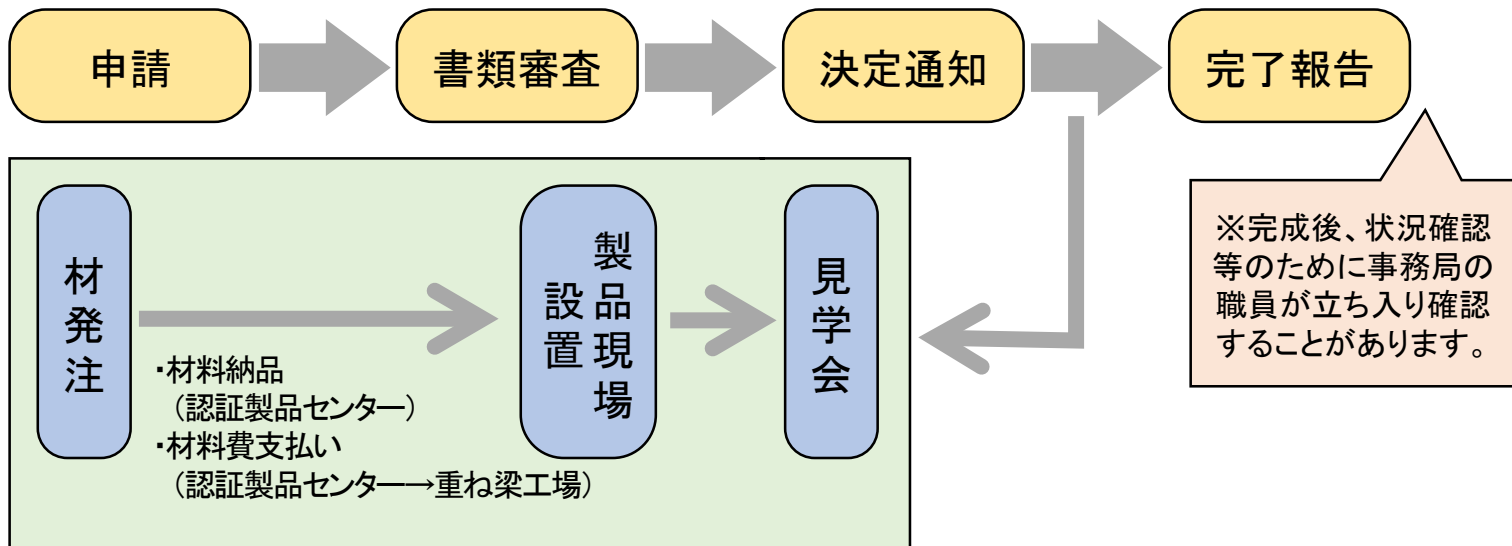
お申込み・お問合せ先

長野県森林整備加速化・林業再生協議会
信州木材認証製品センター

(土日、祭日を除く、午前9時から午後5時)

〒380-8567 長野県長野市岡田町30-16
TEL: 026-226-1471 / FAX: 026-228-0580
E-mail: spla-net@coral.ocn.ne.jp
URL: <https://shinshu-kiraku.net/>

■事業の流れ



■対象製品の概要

区分/特徴/ 樹種/寸法	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ	
	材幅	材せい	材幅	材せい	材幅	材せい
	105~150	240	105~150	300	105~150	300
	105~150	300	105~150	330	105~150	330
	105~150	360	105~150	360	105~150	360
	105~150	450	105~150	390	105~150	390
	105~150	450	105~150	390	105~150	450
	6,000以下	6,000以下	6,000以下	6,000以下	6,000以下	6,000以下
	○	○	○	○	○	○
	—	—	—	—	—	—
	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	—	—	—	—	—	—
備考	水性高分子イソシアネート系 接着剤を使用		水性高分子イソシアネート系 接着剤を使用		レゾルシノールフェノール 樹脂接着剤を使用	